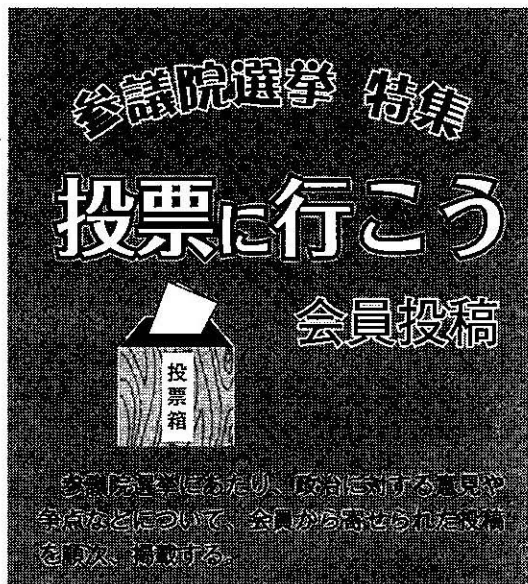




医療消費税のカラクリ

—今こそ不公平税制を正すべき時

尼崎市 吉田 静雄

医療費は非課税となつて 税を支払わされていることになる。非課税とは何を意味しているのか分からなく

いる。しかし医療機関が仕入れる薬や材料費には消費税がかかっており、医療機関は

それを支払っている。また診療報酬にも、診療料、入金、売上税と同じように考

療費その他いろいろな形で消費税分が上乗せされている。結局、患者は医療費非

課税にもかかわらず、消費

間接税である消費税を、ヨーロッパで名づけた付加価値税(VAT)と言わずに、消費税と名付けたのが間違ひである。一般の人はわれわれ医療人を含めて、通常の税金と同じようにとらえてしまった。そのため

外消費税)となっている。患者は8%分の消費税を支払わされていることになっている。

会に訴えていかねばならぬ。名称も、消費税というまぎらわしい名称よりも、ハッキリと理解しやすいように付加価値税と変えるべきであろう。

最後にこの非課税制度を課税制度にしたとしても、国は公的病院に繰り入れてある一兆数千億円以上の税金分が不要になり、その分、交付金を減らすことができる。国、国民、医療機関は三方一両得ではなく、その逆の三方一両得である。

それのみならず、患者の立場に立てば、支払う必要のない消費税を支払わされていることになっている。消費税を課税制度にし、税率を0にすれば患者は消費税を全く負担しなくても済む。これが医療費非課税の本当の意味ではないだろうか。たとえ3%の軽減税率でも、今の8%の上乗せ消費税分よりははるかに安い。

こんなカラクリが医療法、また消費税法で問題とされないのは全く理解に苦しむ。

このため、医療機関、特に病院は、一病院平均3千万円〜7千万円、大病院では数億円の損税(控除対象

医療費は非課税となつて 税を支払わされていること